

議案第55号 令和7年度大津市財産区特別会計補正予算（第1号）について

それでは、議案第55号令和7年度大津市財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の17ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1千63万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ1億6百63万7千円とするものです。

引き続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

250ページをお願いします。

まず、歳入についてであります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入につきましては、月輪財産区の財産貸付による増額であり、目2利子及び配当金につきましては、各財産区基金の預金利息の確定に伴う精算です。

款2繰入金、項1繰入金、目1繰入金につきましては、財産区財産の公共事業助成金及び管理運営費に充てるため、基金を取り崩して繰入れするものでございますが、事業費の確定によりそれぞれ減額するものです。

252ページ中段をお願いします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和6年度決算により、各財産区の剰余金が確定したことに伴い増額となるものです。

款4諸収入、項1雑入、目1雑入につきましては、電気通信事業者の設置物が月輪財産区財産上にあることが分かったことにより、過年度分の賃料相当額を雑入として補正するものです。

以上、歳入合計1千63万7千円を増額するものです。

引き続きまして、歳出についてご説明いたします。

254ページをお願いします。

款1財産管理費、項1橋本財産区財産管理費、目1橋本財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、橋本自治連絡協

議会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項2 神領財産区財産管理費、目1 神領財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、神領自治連絡協議会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額及び予定されていた神領自治連絡協議会への会館管理運営費補助の未執行等による補助金の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。3の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。

項3 大江財産区財産管理費、目1 大江財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、瀬田学区自治連合会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項4 南大萱財産区財産管理費、目1 南大萱財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。2の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。

項5 月輪財産区財産管理費、目1 月輪財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

256ページをお願いします。

項6 平野財産区財産管理費、目1 平野財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、平野自治会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。3の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。

項7 牧財産区財産管理費、目1 牧財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の

維持管理経費の精算による減額です。

項 8 桐生財産区財産管理費、目 1 桐生財産区財産管理費、説明欄 1 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額であり、2 の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものであります。

以上、歳出合計 1 千 6 3 万 7 千円を増額するものです。

以上をもちまして、議案第 5 5 号令和 7 年度大津市財産区特別会計補正予算（第 1 号）のご説明とさせていただきます。

ご審査賜りますよう宜しくお願いいたします。